特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
17	医療福祉費支給に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、医療福祉費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県潮来市長

公表日

令和5年6月16日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

_I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	医療福祉費支給に関する事務					
②事務の概要	次城県医療福祉対策要綱及い潮米市医療福祉資文給に関する余例に基づさ医療福祉事務を行っている。 ①申請に基づき,住民票に基づく異動等及び年齢,加入保険内容、障害内容等により受給者毎に分類 (妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭,重度心身障害者等)し、資格の管理を行う ②世帯員の課税状況により医療費助成対象者の判定を行い受給証を交付する ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う					
③システムの名称	医療費助成システム, 宛名管理システム, 中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル名						
1. 医療福祉資格ファイル 2. 医療福祉助成ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第2項 ・潮来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項					
4. 情報提供ネットワークシステムに						
①実施の有無	<選択肢> 「実施する					
②法令上の根拠	番号法第19条第9条「行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」 潮来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項					
5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	市民福祉部 市民課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利力	用停止請求					
請求先	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 総務部 総務課 TEL(0299)63-1111(代表)					
8. 特定個人情報ファイルの取扱い	に関する問合せ					
連絡先	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 市民福祉部 市民課 TEL(0299)63-1111(代表)					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かい		<選択肢>			1万人未満)万人未満	
		令和	15年7月1日 時点			
2. 取扱者数	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
		令和	15年7月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
	基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実 されている。	施機関については、それぞれ重	点項目評価書又は全項	到目評価書において、リスク対策の詳細が記載 「関目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワークシステムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱い	の委託		[〇]委託しない			
委託先における不正な使用等のリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や	情報提供ネットワークシステムで	を通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへ の対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムと	の接続	[]接網	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[特に力を入れている	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策 は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている			
			2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去						
7. 特定個人情報の保管・消去特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている	1	2) Tがである 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リス	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リス クへの対策は十分か	[特に力を入れている [O] 自己点検] 内部監査	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か8. 監査] 内部監査	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月30日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第14号 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」	・番号法第19条第8号 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」	事後	
平成29年9月30日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	市民課長 今泉 典子	市民課長 長谷川 哲也	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年9月1日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成30年9月1日 時点	事後	
平成30年9月1日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成30年9月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年9月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年9月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	I-5-② 所属長	市民課長 長谷川 哲也	課長	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年6月1日 時点	平成32年6月1日 時点	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年6月1日 時点	平成32年6月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成32年6月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成32年6月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	供に関する規則」 潮来市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく	番号法第19条第9条「行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」潮来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事後	
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か		令和5年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人保護情報ファイル取 扱者数は500人以上か いつ 時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	